

Team Happiness メディカルケア Kids Lab.

こまつ支援室

衛生管理マニュアル

2025 年 5 月作成

1. 衛生管理の基本方針

- 目標

お子様、職員、保護者の健康と安全を最優先し、清潔で安全な療育環境を提供することで、感染症の発生と集団感染を未然に防ぎます。

- 三原則

「持ち込まない」「広げない」「定着させない」を基本とし、日々の活動において衛生意識を徹底します。

- 責任体制

看護リーダーを衛生管理責任者とし、衛生管理体制を構築・維持します。

2. 職員の健康管理と衛生習慣

職員自身が感染源とならないよう、日々の健康管理と衛生習慣を徹底します。

項目	実施内容
健康チェック	出勤前の検温を徹底し、発熱(37.5℃以上を目安)や咳、下痢、倦怠感などの体調不良がある場合は、出勤せず施設長に報告する。
手指衛生	「手洗い」を基本とし、アルコール消毒液を併用する。特にお子様の支援前後、食事準備前後、トイレ介助後、鼻をかんだ後、清掃・排泄物処理後等、支援室で決められた場面での手指衛生を徹底する。
マスク着用	医療的ケアが必要なお子様をお預かりしているため、職員は基本的にマスクを着用する。
傷病報告	皮膚疾患、下痢、結膜炎などの症状がある場合は、直ちに施設長に報告し、業務内容の変更や医療機関受診の指示に従う。

3. 環境衛生の基準と方法

お子様が触れる場所や物品は、定期的な清掃と消毒により常に清潔に保ちます。

3-1. 清掃・消毒の基本

場所・物品	清掃・消毒の頻度と方法
床・壁	毎日 1 回以上清掃。汚染時は速やかに拭き取る。
ドアノブ/手すり	1 日複数回(最低 2 回以上)アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭消毒する。
テーブル/椅子	使用后、特に食事前後やおやつ前後には、必ず清拭消毒を行う。
遊具・玩具	布製/洗える玩具: 定期的に洗濯または洗浄・乾燥させる。プラスチック製/木製: 毎日または使用後にアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭する。
絵本/本	汚れた場合は清拭し、使用頻度に応じて定期的に消毒(日光消毒も有効)。

3-2. 消毒液の種類と使用方法

消毒液	適切な用途	留意事項
アルコール消毒液	手指、金属以外の物品(テーブルなど)。	火気に注意。有機物(血液、汚物など)が付着していると効果が著しく低下するため、事前に清掃する。
次亜塩素酸ナトリウム液	排泄物・嘔吐物で汚染された場所、トイレ、衣類、玩具、ドアノブなど。	濃度を正しく希釈する(汚物処理は 0.1%)。金属腐食、漂白作用があるため、使用後は水拭きする。

4. 食事・おやつ提供時の衛生管理

食中毒や感染症のリスクを最小限に抑えます。

1. 調理前・配膳前

職員は必ず石鹸で洗い、アルコール消毒を行い、マスク、使い捨て手袋を着用する。

2. 調理前・配膳前

清潔な場所で行い、他の支援物品や汚染源となり得るもの(カバン、書籍など)から遠ざける。

3. 食器の洗浄

使用後の食器は速やかに洗浄し、乾燥させる。

4. アレルギー対応

必要なお子様には個別のアレルギー対応表を作成し、共有する。

5. 排泄物・嘔吐物処理の衛生管理

排泄物や嘔吐物は、感染源となるリスクが極めて高いため、決められた手順で処理し、二次感染を防止します。

1. 個人防護具の着用

処理担当者は、使い捨て手袋、マスク、エプロン、ズックカバーを必ず着用する。

2. 汚物の処理

排泄物や嘔吐物は、新聞紙等で拭き取り、ビニール袋(二重)に入れて密閉し廃棄する。

3. 汚染場所の消毒

汚染箇所は、0.1%に希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を浸した新聞紙で覆うように拭き取り、10分程度放置した後、次亜塩素酸ナトリウムで浸したペーパータオルを使用して拭き取る。

4. 使用物品の消毒

処理に使用したバケツは、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液で消毒し、乾燥させる。

6. 感染症発生時の対応と対策

- 感染症の早期発見

お子様に発熱、下痢、嘔吐、発疹などの症状が見られた場合、直ちに保護者に連絡し、早期のお迎えと医療機関受診を依頼する。

- 集団感染防止

複数の感染者が発生した場合、速やかに保健所へ報告し、指示に従う。換気の徹底、共有物品の消毒頻度増加、支援の中止・縮小などを検討する。

- 情報共有

感染症が発生した場合、個人情報に配慮しつつ、他の保護者や職員に迅速に情報を共有し、注意喚起を行う。

7. 医療的ケア児への配慮

- 物品の管理

吸引チューブ、カテーテル、注入器具など、医療的ケアに使用する物品は、清潔・不潔を明確に区別し、専用の場所に保管する。

- 手技の徹底

吸引や経管栄養など、医療的ケアを実施する前後は、特に厳密な手指衛生と、清潔な手袋の着用を徹底する。

- **廃棄物の処理**

使用済みのカテーテルや針などの鋭利なもの、血液・体液が付着したものは、専用の廃棄物処理ボックスに入れ、医療機関に廃棄を依頼する。

7-1 医療的ケア実施時の厳格な手指衛生と環境整備

医療的ケアは、お子様の体内に直接触れる行為を伴うため、感染リスク管理を徹底する。

- **実施前後の手洗い・消毒の徹底**

- 吸引、経管栄養、導尿など、すべての医療的ケアの直前と直後には、石鹸による流水での手洗いを必ず行う。
- 手洗い後、アルコール消毒液を併用し、手袋を着用する。

- **清潔操作の徹底**

- ケアを行う場所は、事前に次亜塩素酸ナトリウムを浸したペーパータオルで清拭し、清潔な環境を確保する。
- カテーテルなどの医療物品は、清潔な容器や袋に入れ、外部からの汚染を防ぐ。

7-2 医療物品の取り扱いと保管方法

ケアに使用する物品の管理が、感染症予防の鍵となる。

- **清潔・不潔の区別：**

- 使用済みの物品（不潔物）と、未使用の清潔な物品を保管場所、または容器で明確に区別する。
- 特に再利用する物品（例：吸引用カテーテルを洗浄する場合）は、洗浄・消毒・乾燥の手順を個別の手順書で定めて徹底する。

- **専用保管場所の確保：**

- 注入ポンプ、吸引器、予備のカテーテル、消毒液など、医療的ケア用品は、他の遊具や支援物品とは区別された専用の場所に保管する。

- 薬剤や消毒液は、お子様の手の届かないよう施錠できる場所に保管する。
- **使用期限の管理：**
 - 滅菌されている医療物品や、期限がある薬剤については、使用期限を定期的にチェックし、期限切れのものは速やかに廃棄する。

7-3. 医療廃棄物の適切な処理

血液や体液が付着した物品、針など鋭利な廃棄物は、感染源となるリスクが高い。

- **鋭利なものの処理：**
 - 使用済みの針や鋭利な器具は、規定の耐貫通性のある専用容器（バイオハザードボックスなど）に直ちに廃棄する。
- **汚染物の密封：**
 - 血液、体液、排泄物などが付着した医療廃棄物（カテーテルなど）は、二重のビニール袋に入れて密閉し、施設の外に感染を広げないように注意する。
- **医療機関への持ちこみ：**
 - 当事業所の医療廃棄物は、一般廃棄物とは異なり、医療機関に処理を委託し、適切な方法で回収・処分することを明確にする。

<変更・廃止手続き>

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2025年6月1日から適用する。

以上